平成２１年（フ）第３９７号
新潟市北区西名目所2351番地１
破産者　山田　一志
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０２号
新潟県見附市今町３丁目10番16号、前住所新潟県見附市坂井町1718番地２
破産者　八重澤　幸
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第４３７号
静岡県浜松市北区三ヶ日町宇志12番地の１、前住所静岡県浜松市西区大人見町12番地の371
破産者　飯田　教治
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
静岡県浜松市南区金折町440番地の２
破産者　金原　芳江
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪5199番地
破産者　佐藤　信子
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５２８号
静岡県磐田市東新町１丁目３番Ａ―102号
破産者　大澤　高行
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第３２０号
神奈川県座間市緑ヶ丘１丁目15番24―205　ラフィネ相武台、前住所滋賀県野洲市吉地1143番地　市営住宅吉地団地331号
破産者　増原　久美
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４１０号
滋賀県草津市木川町906番地
破産者　木村　勝治
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４６５号
大阪市住吉区万代東２丁目４番28号　コスモピア202号室、前住所奈良市東九条960番地姫寺団地６―404号、開始決定時の住所滋賀県野洲市市三宅2439番地ヴェリテ・ソレイユ303号
破産者　本田　光晴
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７０号
滋賀県湖南市三雲781番地１、申立時の住所滋賀県湖南市三雲311番地１
破産者　玉利　辰雄
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０５号
滋賀県野洲市行畑１丁目10番23号古里マンション202号室
破産者　中籔　　実
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６１号
滋賀県草津市草津町1463番地５
破産者　本田　　匠
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４９０号
京都市山科区小野西浦２番地　勧修寺ハイツ311号
破産者　大熊　孝善
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８１号
京都市西京区上桂北村町129番地
破産者　岸本　真理
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第６６１号
和歌山市山東中57番地
破産者　出口　英之
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２５３号
名古屋市守山区桔梗平２丁目2009番地、開始決定時の住所和歌山市狐島622番地の１クローバーメゾン狐島306号
破産者　和田　光雄
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５３３号
和歌山県有田郡広川町大字下津木936―１、住民票上の住所和歌山県有田郡広川町大字下津木939番地
破産者　大橋　　均
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５６８号
和歌山県紀の川市桃山町調月91番地１
破産者　田中　　潤
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１０９号
山口市小郡下郷700番地２
破産者　三好　英二
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係